

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

氏名 北村 安裕

北村安裕氏の論文『日本古代の大土地経営と社会』は、日本古代の七世紀から八世紀にかけての貴族・寺院による大土地経営の実態を、水田(熟田)以外の園地・林・禁制地・ハタケ・陸田などに注目して明らかにするとともに、律令制的土地制度の成立・特質とその限界・展開についての見通しを提示した、基礎的な研究成果である。

第一部「律令制下の大土地経営の特質」では、これまでの研究史をふまえて七世紀以来の貴族層の大土地経営が、耕地だけでなく周辺の山野・丘・林・牧・開墾予定地などをふくみ込んで複合的・多角的に営まれていた実態を実証的に明らかにした。とくに大和国額田寺の寺辺所領が田・畠・池・岡・林などから構成される姿を絵図資料から明らかにした点は、注目される。また、律令国家による大土地経営規制が、山野の独占禁止を図る一方で、「墾田」政策によって山野近くの開墾予定地を田として認定しつつ把握していった歴史的展開を整理した。

第二部「寺領にみる大土地経営の歴史的展開」では、大和国弘福寺や筑前国観世音寺の寺領を具体的に検討し、その複合的な構造を具体的に解明した。「寺田」は非耕地をふくむ七世紀以来の大土地経営の寺領の一部であり、八世紀になって法的地目「寺田」として律令制的に把握されても大土地経営はなお温存されたこと、さらに開墾予定地をふくむ法的地目「墾田」が確立して、寺領の一部が把握・保証されることになったことを指摘する。

第三部「ハタケ所有の特質と変化」では、ハタケのあり方の検討から、貴族のハタケが個人所有であるのに対して農民のそれは共同所有であったという階層性を指摘する。「園地」を宅地と切り離されたハタケととらえ、貴族の大土地経営の一部として位置づける。また、ハタケを律令制的に把握する地目として八世紀に「陸田」が設定されたとする。これまで水田中心に論じられてきた土地社会史のなかで、ハタケの実態を実証的に明らかにした点は、注目される。

なお地方豪族による大土地経営や現地有力農民の経営への関与といった大土地経営の全体像についての検討・論及が望まれるものの、非水田の土地経営に注目しつつ七、八世紀を通しての複合的経営体としての大土地経営の実態に新知見をもたらし、地目別に土地を把握する日本律令土地制度の制度的限界や墾田政策の歴史的意義に新たな見通しを提示した点で、本論文は古代国家の土地支配の解明に新たに有益な基礎をもたらしているといえよう。

よって、本論文は博士(文学)の学位を授与するのにふさわしい論文であると判断する。